

障 第 5 3 6 号  
令和 5 年 8 月 2 日

障害福祉サービス等運営法人の長 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局 障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

サービス管理責任者等に関する告示の改正について（通知）

平素は、本県の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サビ管等」という。）に関して規定されている告示については、令和5年6月30日に改正され、同日適用されたところです。

つきましては、その改正内容等について、別紙のとおり周知させていただきますので内容について御確認いただくようお願いいたします。

<研修担当>

在宅福祉班 桑原

TEL : 073-441-2533 FAX : 073-432-5567

MAIL : e0404003@pref.wakayama.lg.jp

<事業所指定担当>

施設福祉班 北東、鈴木

TEL : 073-441-2537 FAX : 073-432-5567

MAIL : e0404002@pref.wakayama.lg.jp

## 1. 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

改正前：基礎研修修了後「2年以上」の期間が必要

改正後：下記要件を満たした場合は、基礎研修修了後「6月以上」の期間で受講可能  
下記要件を満たさない場合は、従来どおり「2年以上」の期間が必要

### **【要件】①～③全てを満たす必要あり**

①基礎研修受講時点でサビ管等配置のための実務経験要件を満たしている。（別表参照）

②サビ管等の配置されている障害福祉サービス事業所等で、個別支援計画原案作成までの一連の業務に従事する。

- ・6月以上かつ90日以上配置し、個別支援計画原案作成までの一連の業務を10回以上行うことが求められます。（月途中からの配置でも可能）
- ・基準人員を超えて配置するサビ管等は、非常勤・兼務が可能です。（直接支援職員と兼務の場合、勤務時間全て常勤換算に含めることが可能）

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

- ・届出方法については下記指定権者にご確認いただくようお願いします。

＊和歌山市以外の事業所：和歌山県

和歌山市内事業所：和歌山市

- ・令和5年度実践研修については令和6年2月の実施を予定しています。

改正後の措置を適用した実践研修受講にかかる提出資料については、実践研修募集要綱に記載します。

## 2. やむを得ない事由によりサビ管等が欠けた場合の措置について

改正前：サビ管等がやむを得ない事由により欠如した場合に、欠如時から1年間、実務経験者をサビ管等としてみなして配置可能

改正後：上記に加えて、下記要件を満たした場合は、実践研修を修了するまでの間（最長でサビ管等が欠いた日から2年間）サビ管等とみなして配置可能

### **【要件】①～③全てを満たす必要あり**

①サビ管等配置のための実務経験要件を満たしている。（別表参照）

②サビ管等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。

③サビ管等が欠如する以前からサビ管等以外の職員として当該事業所に配置されている。

- ・やむを得ない事由に該当するかは、指定権者と個別に協議した上で判断します。
- ・和歌山県において現在までに認められたのは、病気休暇、介護休暇、育児・産前産後休暇（休業）等により一定期間不在となるが、復職する見込みのある（雇用を継続している）サビ管等の代理として配置したケースです。

### 3. 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

改正前：サービス管理責任者の更新研修において、児童発達支援管理責任者の実務経験は要件として認めない。

児童発達支援管理責任者の更新研修において、サービス管理責任者の実務経験は要件として認めない。

改正後：サービス管理責任者の更新研修において、児童発達支援管理責任者の実務経験を要件として認める。

児童発達支援管理責任者の更新研修において、サービス管理責任者の実務経験を要件として認める。

- ・サビ管等研修受講にかかる実務経験については、1年につき180日あたりの勤務を求めていましたが、更新研修にあたっては、必ずしも1年につき180日の勤務はせずとも、受講が可能になります。なお、相談支援従事者現任研修についても同様の考え方であることを申し添えます。

## サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※ <sup>3</sup> (大阪・埼玉)				
		国家資格者※ <sup>1</sup>	有資格者※ <sup>2</sup>	左記以外の者	国家資格者※ <sup>1</sup>	有資格者※ <sup>2</sup>	左記以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上	3年以上	3年以上		
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。							
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者							
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者							
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者							
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者							
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者								
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上	3年以上	3年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者							
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者							
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者							
		e 特別支援学校等の従業者							
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者									

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

## 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)				
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者		
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務  自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務  【告示イ(1)(一)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上		
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者					
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	ロ 直接支援業務  入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務  【告示イ(1)(二)】	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者					
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者							
(5) 学校等の従業者							
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者